

カーテン賃借契約

仕様書

九段坂病院

仕 様 書

- 1 件 名
防炎カーテンの賃貸借一式
- 2 履行場所
東京都千代田区九段南 1 - 6 - 2
国家公務員共済組合連合会 九段坂病院
- 3 履行期間
2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
- 4 取付け場所、面積及び数量
内 訳 別紙「内訳明細表」のとおり
※院内情報の為、当院に問合せをして入手すること
- 5 契約締結後速やかに設置場所の現地調査をし、適応するカーテンを製作すること。
- 6 賃貸人は、取りつけた場所毎にカーテンの種類及び数量が把握できる管理台帳を作成し、賃借人に提出すること。
- 7 布 地
 - (1) 消防法第 8 条の 3 に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性生地を使用すること。
また、縫製したカーテンには、防炎ラベルは、イ(1)ラベルのものを使用し 1 枚毎に縫いつけること。
 - (2) 耐光堅牢度 4 級以上 (J I S L - 0 8 4 2)、洗濯堅牢度は 5 級以上 (J I S L - 0 8 4 4) のものを使用すること。
 - (3) 彩及び厚み等については、賃貸人の見本提示に基づいて、賃借人の指定したものを使用すること。
 - (4) J I S ランドリー法によって 3 0 回以上の洗濯に耐えること。
 - (5) 熱湯 (8 0℃) 消毒を行って収縮率が巾・丈共に 1.0%以下であること
 - (6) 洗濯処理後のカーテンは、高温プレス仕上げ処理を施すこと。
- 8 縫 製
 - (1) 防炎ドレープカーテン及び防炎レースカーテンは、二つひだ以上とし上下折り返しは 30CM 以上とすること。

- (2) 病室・診察・処置室の間仕切用防災カーテンは原則としてのメッシュ入り生地で作成すること。
- (3) 特殊仕様及び指定寸法等にて利用している箇所については、同数量（内訳参照・別途）を賃貸人にて用意すること。
- (4) 間仕切りカーテンにおいて、フック、ランナー等はカーテンを取りつける前に点検し、フックは、永久に錆びないステンレス製等を使用し、防災カーテンが脱落せず、特に病室内メッシュカーテンは、レールランナーから抜け落ちないように生地に織り込み、生地から外れぬ様仕立てること。
なお、院内交換作業時でのカーテンフックによる怪我等を防止する為、フック先端部分は丸みを持たせた仕様とすること。
- (5) 縫製防災カーテンには、消防庁の認定番号その他難燃性であることを標榜したラベルを防災カーテン1枚ごと縫い付けサイズを記入すること。

9 定期メンテナンス

- (1) 本対象箇所 全館年1回（期間中合計4回）。
必要箇所の交換分も賃貸人にて必要数量用意すること。
その他、洗濯期間中は予備カーテン等により、常にカーテンが取り付けられている状態を維持すること。
- (2) 本契約にて、臨時交換対応の同品質カーテンを必要枚数分、病院ストックとしてご提供すること。
- (3) クリーニングについては医療施設の特殊性を考慮し、下記の方法にて行うこと。
 - ① 予洗（1回～2回 35℃温水にて最低6分以上）
 - ② 本洗（1回～2回 80℃の熱湯で洗剤と共に20分以上）
 - ③ 濯ぎ（2～3回 55℃～35℃1回につき最低2回以上）
 - ④ 濯ぎ（常温で5分間以上最低2回以上）
 - ⑤ 脱水（遠心分離機にて絞り脱水）
 - ⑥ プレス仕上げ ヒートローラーにて1枚ずつ100℃前後の高温での仕上げ。
- (4) 上記業務を行うときは、作業予定表を賃借人に提出し、その承認を得ること。
また、終了後は、作業報告書を提出すること
- (5) カーテンの取り付け、取り外しは賃貸人において行うこと。
- (6) カーテンの交換作業に当たっては、患者の療養を妨げ無いよう十分に留意し、病院職員の指示により速やかに行うこと。また、取外し時は、カーテンを床へ落下させないようにランドリーバック等へ収納し、現場でホコリの発生を防ぐ作業形態とすること。
なお、カーテンの搬入、取付け及び交換作業に際しては、建物及び他の器物に、

汚染、破損等を与えることのないよう十分注意し、作業終了後は賃貸業者の責任で包装材、残材等をただちに処分すること。

(7) 賃貸人は通常の使用に伴う防災カーテンのほつれ、綻び等が生じた場合、その補修を無償で行うこと。

(8) カーテンクリーニング工場は専用の自社工場を設備していること。

10 臨時メンテナンス

(1) 上記にかかわらず、感染性病原菌等の発生や便、血液等が付着したことによるなど、病院側において予備カーテンと交換し、賃貸人は週1回定期巡回を行い回収及び洗濯してカーテンを1枚ごとビニール個包装しストックの棚に陳列すること。

11 業務従事者の教育指導

賃貸人は、病院の特殊性を理解のうえ、業務従事者に対して受託業務上必要な教育訓練を実施し、病院施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すとともに、その報告書を提出し円滑な業務の遂行を図ること。

12 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

個人情報に関しては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」による。

13 信用失墜行為

受託者は、委託者の信用を失墜するような行為をしてはならない。

14 損害予防措置

受託者は、業務の実施にあたり、委託者又は第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置を講ずること。

また、危害若しくは、損害を与えた場合又はその恐れのある場合には、受託者は委託者に直ちに報告すること。

15 賠償責任

(1) 納入・搬出にあたって建物、機器、什器等の汚染又は破損があった場合は、速やかに賃借人に報告すること。

(2) 汚染又は破損が受託者の責任に帰する場合は、受託者の責任において、速やかに原状回復をはかること。

16 ディーゼル車規制適合車による配送

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

17 その他

- (1) 賃貸人は、本業務が病院を利用する患者の療養上必要な処遇の一環であることを十分認識して履行すること。
- (2) 賃貸人は防炎カーテンの仕立前に現場において実測すること。
- (3) 賃貸人はカーテンメンテナンスマニュアルを提出すること。
- (4) 現状病院使用生地以外は、生地見本及び性能表を提出し承認を受けること。
- (5) 賃貸人は都内の病院500床以上の納入実績を提出すること。
- (6) カーテンメンテナンス工場を3施設自社で完備・所有している業者とすること。
- (7) カーテン縫製工場を自社で所有している業者とする。
- (8) 賃貸人はカーテンメンテナンスについて国際基準であるISO9001の認定取得をし、賃借人である病院側に証明書を提出すること。
- (9) 上記仕様内容が満たされない業者は契約を行わないこととする。
- (10) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議の上決定すること。

以上